

農業委員会に係る手続等についての電子申請システムの利用に  
関する要綱

平成19年1月22日

18川農委第413号

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成18年農委訓令第3号。以下「規則」という。）の規定に基づき、農業委員会に係る手続等のうち電子申請システムを利用して行う申請等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年川崎市条例第4号）及び規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、「電子申請システム」とは、川崎市電子申請システムの利用に関する要綱（平成18年川総シ管第1408号。以下「市電子申請システム利用要綱」という。）第2条第1号に規定する電子申請システムをいう。

(電子申請システムを利用して行うことができる申請等)

第3条 電子申請システムを利用して行うことができる申請等は別表第1に掲げるものとする。

(農業委員会の指定する電子計算機)

第4条 規則第4条第1項及び同条第5項に規定する農業委員会の指定する電子計算機は、電子申請システムを構成する電子計算機とする。

(申請等を行った者を確認するための措置)

第5条 規則第4条第2項ただし書及び同条第3項に規定する農業委員会が別に定める方法は、申請等を行う者が電子申請システムのログイン画面からID及びパスワード(当該申請等を行う者が市電子申請システム利用要綱の規定により登録したID及びパスワードをいう。)を送信する方法とする。

(添付書面等の取扱い)

第6条 規則第4条第5項に規定する添付書面等に記載すべき事項は、電子申請システムが提供する入力フォームに入力し、電子申請システムを使用してこれを送信することができる。

(省略させることができる添付書面等)

第7条 前条の規定にかかわらず、規則第4条第6項の規定により農業委員会が提出を省略させることができる添付書面等は、別表第2に掲げるものとする。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、電子申請システムを利用して行う申請等に関し必要な事項については、市長の例による。

附 則

この要綱は、平成19年1月22日から施行する。

別表第1

申請等名	根拠条例等
公文書開示請求	川崎市情報公開条例施行規則(平成17年農委訓令第1号)第3条第1項

保有個人情報（開示・訂正・利用の停止・消去・提供の停止）請求	川崎市個人情報保護条例施行規則（平成17年農委訓令第2号）7条第1項第1号
--------------------------------	---------------------------------------

別表第2

申請等名	根拠条例等	書類等
保有個人情報（開示・訂正・利用の停止・消去・提供の停止）請求	川崎市個人情報保護条例施行規則（平成17年農委訓令第2号）7条第1項第1号	運転免許、旅券、その他法令の規定により交付された書類等